

○ 岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃 家内労働者側提示額

(1) カプラー差し

業務	内容	規格	現行最低工賃 (平成30年3月1日)		平成29年岡山県最低賃金額と令和3年岡山県最低賃金額 の引上率により試算した額	家内労働者側提示額
カプラー差し	電線の末端に取り付けられた端子をカプラー(非防水タイプに限る。)に差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき	35銭	38.63銭	銭
		20センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき	41銭	45.25銭	銭
		50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき	50銭	55.19銭	銭
		2メートルを超える電線について行うもの	1本につき	58銭	64.01銭	銭
			1本につき			銭

(2) チューブ通し

業務	内容	規格	現行最低工賃 (平成30年3月1日)		平成29年岡山県最低賃金額と令和3年岡山県最低賃金額 の引上率により試算した額	家内労働者側提示額
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき	27銭	29.8銭	銭
		15センチメートルを超え30センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき	39銭	43.04銭	銭
		30センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき	53銭	58.5銭	銭
		50センチメートルを超えるチューブについて行うもの	1本につき	63銭	69.53銭	銭
			1本につき			銭

○ 岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃 委託者側提示額

(1) カプラー差し

業務	内容	規格	現行最低工賃 (平成30年3月1日)		平成29年岡山県最低賃金額から令和3年岡山県最低賃金額 までの引上率により試算した額	委託者側提示額
カプラー差し	電線の末端に取り付けられた端子をカプラー(非防水タイプに限る。)に差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき	35銭	38.63銭	銭
		20センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき	41銭	45.25銭	銭
		50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき	50銭	55.19銭	銭
		2メートルを超える電線について行うもの	1本につき	58銭	64.01銭	銭
			1本につき			銭

(2) チューブ通し

業務	内容	規格	現行最低工賃 (平成30年3月1日)		平成29年岡山県最低賃金額から令和3年岡山県最低賃金額 までの引上率により試算した額	委託者側提示額
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき	27銭	29.8銭	銭
		15センチメートルを超え30センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき	39銭	43.04銭	銭
		30センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき	53銭	58.5銭	銭
		50センチメートルを超えるチューブについて行うもの	1本につき	63銭	69.53銭	銭
			1本につき			銭

○ 岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃 (家内労働者側・委託者側) 提示額

(1) カプラー差し

業務	内容	規格	現行最低工賃 (平成30年3月1日)		平成29年岡山県最低賃金額と令和3年岡山県最低賃金額の引上率により試算した額	家内労働者側提示額	委託者側提示額
カプラー差し	電線の末端に取り付けられた端子をカプラー(非防水タイプに限る。)に差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき	35銭	38.63銭		
		20センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき	41銭	45.25銭		
		50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき	50銭	55.19銭		
		2メートルを超える電線について行うもの	1本につき	58銭	64.01銭		
			1本につき				

(2) チューブ通し

業務	内容	規格	現行最低工賃 (平成30年3月1日)		平成29年岡山県最低賃金額と令和3年岡山県最低賃金額の引上率により試算した額	家内労働者側提示額	委託者側提示額
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき	27銭	29.8銭		
		15センチメートルを超え30センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき	39銭	43.04銭		
		30センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき	53銭	58.5銭		
		50センチメートルを超えるチューブについて行うもの	1本につき	63銭	69.53銭		
			1本につき				